第5802号 本文

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報

昭和二十一年五月二十一日 第五千八百二號 火曜日

告示

◉内務省告示第六十六號

國籍法第二十條ノ二第二項の規定によつて國籍の離脱をした者は左記の通りである。

昭和二十一年五月二十一日　内務大臣　三土忠造

本籍　福岡縣朝倉郡甘木町大字甘木七八三
住所　北米合衆國加州桑港市テーラー街一四二〇
居所　東京都麴町區三宅坂パレスハイト　×A—五號
矢野秀夫

◉内務省告示第六十七號

昭和二十一年四月に執行した衆議院議員選擧について、昭和二十一年内務省令第十一號に基く政黨、協會其の他の團體の費用に關する屆出の要旨は次のやうである。

昭和二十一年五月二十一日　内務大臣　三土忠造

團體名　日本革新黨
主幹者　長門要三

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
四、八	圓 一〇・〇〇	寄附金	群馬縣佐波郡東村	松村一雄
〃	三・〇〇	黨費	〃	松村一雄外二名
〃	五・〇〇	事業收入		
四、一〇	二、七〇〇・〇〇	印刷費戻入		
計	二、七一八・〇〇			
累計	九三、〇〇一・五一			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	圓 三五四・五〇	消耗品費及印刷費
四、九	三・六〇	通信費
〃	一三六・六〇	交通費
〃	三八・〇〇	雜費
四、一〇	二九〇・〇〇	給料
計	八二二・七〇	
累計	八七、五九四・一四	

團體名　民主黨
主幹者　清水長鄕

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
（なし）				
計	（なし）			
累計	圓 四、八〇〇・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、九	圓 六五・〇〇	通信費
四、一〇	一、二〇〇・〇〇	給料
計	一、二六五・〇〇	
累計	四、三〇〇・〇〇	

團體名　日本共和黨
主幹者　河野林治郎

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
（なし）				
計	（なし）			
累計	圓 一〇、八五五・七五			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	圓 ・一〇	通信費
計	・一〇	
累計	六、六九六・二五	

團體名　日本社會黨
主幹者　片山哲

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
四、八	圓 四〇〇・〇〇	寄附金		
四、九	二〇〇・〇〇	黨費	神奈川縣	平塚支部
〃	三〇・〇〇	寄附金		阿部五郎
計	六三〇・〇〇			
累計	八九、七八八・五〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	圓 一、二二五・四〇	通信費
〃	四〇〇・〇〇	雜費
計	一、六二五・四〇	
累計	六五、二〇九・七〇	

本文

團體名　中道會
主幹者　米山八彌

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	一一、〇〇〇圓・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計	一〇、〇〇〇圓・〇〇	

團體名　日本民黨
主幹者　橋本登美三郎

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	四、九〇〇圓・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	一圓・五〇	交通費
四、九	・七〇	通信費
〃	一五・〇〇	交通費
四、一〇	・六〇	通信費
計	一七・八〇	
累計	四、四四七・〇〇	

團體名　全國農本同盟
主幹者　吉田賢一

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	二〇〇圓・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計	五七圓・〇〇	

團體名　民主主義新黨期成同盟
主幹者　後藤悦治

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種類	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	六六五圓・五〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計	五九二圓・九〇	

團體名　日本自由黨
主幹者　河野一郎

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	八二一、六四六圓・[illegible]〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	一、二〇〇圓・〇〇	消耗品費
〃	五一五・〇〇	雑費
〃	八、〇〇〇・〇〇	總裁交際費
〃	五、〇〇〇・〇〇	幹事長〃
〃	一二、五〇〇・〇〇	諸會合費
〃	九、〇〇〇・〇〇	旅費
〃	一二、〇〇〇・〇〇	支部補助費
〃	八、〇〇〇・〇〇	候補者補助費
計	五六、二一五・〇〇	
累計	七四一、七二四・三九	

團體名　新日本婦人黨
主幹者　宮東克子

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	七三、八五〇圓・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計	七三、八四二圓・九七	

團體名　純正日本自由黨
主幹者　宇留島千早

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計		(なし)		

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計		(なし)

團體名　立憲青年黨
主幹者　渡邊春平

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	一〇、七八三圓・八五			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、九	二〇圓・〇〇	新聞購讀料
計	二〇・〇〇	
累計	七、五三六・〇〇	

團體名　新黨聯盟
主幹者　大鰐明

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
		(なし)		
計		(なし)		
累計	四、八〇〇圓・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		(なし)
計		(なし)
累計	二、六七〇圓・〇〇	

團體名　日本協同黨
主幹者　井川忠雄

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
四、九	三〇〇圓・〇〇	寄附金	北海道上川郡名寄町	太田鐵太郎
〃	五〇、〇〇〇・〇〇	〃	東京都杉並區和田本町八六九	井川忠雄
〃	五〇、〇〇〇・〇〇	〃	東京都京橋區西銀座七ノ五	黑澤酉藏
計	一〇〇、三〇〇・〇〇			
累計	三六六、四〇〇・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	四三圓・〇〇	旅費
〃	一九・〇〇	雑費
〃	二四・〇〇	交通費
四、九	九〇〇・〇〇	英譯料
四、一〇	五〇〇・〇〇	給料
自四、八 至四、一〇	五二二・九〇	通信費
計	二、〇〇八・九〇	
累計	二四四、八七五・三〇	

團體名　日本農本黨
主幹者　西酉乙

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所	
			住所	氏名又は團體名
四、九	三、〇〇〇圓・〇〇	寄附金	東京都澁谷區永住町一六	宮田光雄
計	三、〇〇〇・〇〇			
累計	四二、八八〇・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	三、〇〇〇圓・〇〇	補助費
〃	三〇〇・〇〇	通信費
〃	五〇〇・〇〇	事務費
四、九	一、〇〇〇・〇〇	交際費
〃	二〇〇・〇〇	事務費

第5802号　本文

四、一〇	三〇〇・〇〇	旅費
計	四、四〇〇・〇〇	
累計	三五、二一七・〇〇	

團體名　青年大衆黨
主幹者　稻田　秋成

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所 住所	出所 氏名又は團體名
四、九	五、〇〇〇・〇〇圓	寄附金	東京都中野區橋場町四二	稻田　秋成
計	五、〇〇〇・〇〇			
累計	三三、〇〇〇・〇〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	三〇〇・〇〇圓	宣傳費
〃	五〇〇・〇〇	公認候補連絡費
四、九	五〇〇・〇〇	給料及賄費
〃	六〇〇・〇〇	雜費
計	一、九〇〇・〇〇	
累計	二八、四七五・〇〇	

團體名　日本民生黨
主幹者　西森　久記

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所 住所	出所 氏名又は團體名
四、八	一、〇五〇・〇〇圓	黨費	東京都世田谷區北澤二ノ一四一	澤本　孟虎 外百四名
計	一、〇五〇・〇〇			
累計	三〇、七四五・七〇			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
四、八	二、三六〇・〇〇圓	旅費
〃	三・六〇	通信費
四、九	二・四〇	〃
四、一〇	三・九〇	〃
〃	一二・八〇	紙代
計	二、三八二・七〇	
累計	二九、九二八・二〇	

團體名　社會民主黨
主幹者　里　[illegible]

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所 住所	出所 氏名又は團體名
		（なし）		
計		（なし）		
累計	二三、〇〇〇・〇〇圓			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		（なし）
計		（なし）
累計	一六、五〇九・〇〇圓	

團體名　親米聯盟
主幹者　坂井　一位

一、收入の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	收入の種別	出所 住所	出所 氏名又は團體名
		（なし）		
計		（なし）		
累計	一〇、〇〇〇・〇〇圓			

二、支出の部（自四月八日至四月十日）

月日	金額	用途の大要
		（なし）
計		（なし）
累計	二、九二〇・〇〇圓	

（附記）何人と雖も當省に對し右届出書の閲覧を求むることを得

◉大藏省告示第三百四十七號

物價統制令第四條の規定に依り電球の統制額を左の通指定し昭和二十年二月軍需省告示第百六號（價格等統制令第七條の規定に依る電球の最高販賣價格指定の件）は之を廢止する。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

（單位一箇）

品種		製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
		圓	圓	圓
一　一般照明用電球				
一〇〇ボルト一五燭又ハ二〇ワット迄		五・〇五〇	五・五〇〇	六・一〇〇
〃　六〇燭又ハ六〇ワット迄		六・三〇〇	六・九〇〇	七・六五〇
〃　一〇〇燭又ハ一〇〇ワット迄		一一・七五〇	一二・八五〇	一四・二五〇
〃　二〇〇燭又ハ一五〇ワット迄		一六・六五〇	一八・二〇〇	二〇・二〇〇
〃　五〇〇燭又ハ三〇〇ワット迄		三一・八〇〇	三四・七五〇	三八・六〇〇
〃　一、〇〇〇燭又ハ五〇〇ワット迄		五一・六五〇	五六・四五〇	六二・七〇〇
二　工場、鑛山照明用電球				
一〇〇ボルト以外ノモノ一五燭又ハ二〇ワット迄		六・一〇〇	六・六五〇	七・四〇〇
〃　六〇燭又ハ六〇ワット迄		七・二〇〇	七・八五〇	八・七〇〇
〃　一〇〇燭又ハ一〇〇ワット迄		一三・八五〇	一五・一五〇	一六・八五〇
〃　二〇〇燭又ハ一五〇ワット迄		一九・二〇〇	二一・〇〇〇	二三・三〇〇
〃　五〇〇燭又ハ三〇〇ワット迄		四一・六〇〇	四五・四五〇	五〇・五〇〇
〃　一、〇〇〇燭又ハ五〇〇ワット迄		六四・八〇〇	七〇・八〇〇	七八・六五〇
〃　七五〇ワット		九一・二〇〇	九九・六五〇	一一〇・七五〇
〃　一、〇〇〇ワット		一〇〇・三〇〇	一〇九・六〇〇	一二一・八〇〇
〃　一、五〇〇ワット		一四三・三〇〇	一五六・六〇〇	一七四・〇〇〇
三　寸丸電球				
一〇〇ボルト五燭迄		四・四〇〇	四・八〇〇	五・三五〇

品種		製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
四　船舶、列車、電車照明用電球				
一〇〇ボルト二〇ワット迄	耐振型	六・一〇〇	六・六五〇	七・四〇〇
〃　六〇ワット迄	〃	七・二〇〇	七・八五〇	八・七〇〇
〃　一〇〇ワット迄	〃	一三・八五〇	一五・一五〇	一六・八五〇
〃　二〇〇ワット迄	〃	二三・四五〇	二五・六〇〇	二八・四五〇
一二ボルト乃至三二ボルト二〇ワット迄	〃	六・〇〇〇	六・五五〇	七・三〇〇
〃　六〇ワット迄	〃	七・〇〇〇	七・六五〇	八・五〇〇
一二ボルト乃至三二ボルト又ハ一一〇ボルト以外ノモノ二〇ワット迄	〃	七・三〇〇	七・九五〇	八・八五〇
〃　六〇ワット迄	〃	八・七五〇	九・五五〇	一〇・六〇〇
〃　一〇〇ワット迄	〃	一四・七五〇	一六・一〇〇	一七・九〇〇
〃　二〇〇ワット迄	〃	二七・三五〇	二九・九〇〇	三三・二〇〇
五　漁業用作業燈又ハ集魚燈電球				
六ボルト乃至三〇ボルト五〇燭又ハ四〇ワット迄		四・一五〇	四・七〇〇	五・四〇〇
〃　六〇ワット		四・八五〇	五・五五〇	六・三〇〇
〃　一〇〇燭迄		九・二〇〇	一〇・四〇〇	一一・九五〇
〃　一五〇燭又ハ二〇〇燭		一三・七〇〇	一五・五〇〇	一七・八〇〇
〃　三〇〇燭		二一・九五〇	二四・八〇〇	二八・五五〇
〃　四〇〇燭又ハ五〇〇燭		二七・三五〇	三〇・九〇〇	三五・五五〇
〃　五〇燭迄	三段切替	九・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一一・五五〇
〃　一〇〇燭迄	〃	一〇・六〇〇	一一・九五〇	一三・七五〇
〃　二〇〇燭迄	〃	三〇・二五〇	三四・二〇〇	三九・三五〇
〃　五〇〇燭迄	〃	六〇・五〇〇	六八・三五〇	七八・六五〇
六　漁業用標識燈電球				
六ボルト三燭		三・一〇〇	三・五〇〇	四・〇〇〇
七　寫眞撮影用電球				
一〇〇ボルト二五〇ワット		一九・二〇〇	二一・〇〇〇	二三・三〇〇
〃　四五〇ワット		二七・四五〇	三〇・〇〇〇	三三・三五〇
八　投光器用又ハ前照燈用電球				
一二ボルト乃至三二ボルト一〇〇ワット	並型集光纖條	三六・〇〇〇	四〇・七〇〇	四六・八〇〇
〃　二五〇ワット	〃	三九・六〇〇	四四・七五〇	五一・五〇〇
〃　五〇〇ワット	〃	八二・四五〇	九三・一五〇	一〇七・一五〇
一〇〇ボルト一〇〇ワット	〃	一二・九五〇	一四・六五〇	一六・八五〇
〃　二五〇ワット	〃	二九・七〇〇	三三・五五〇	三八・六〇〇
〃　五〇〇ワット	〃	四六・四五〇	五二・五〇〇	六〇・四〇〇
〃　七五〇ワット	〃	七一・六五〇	八〇・九五〇	九三・一五〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	七八・八五〇	八九・一〇〇	一〇二・五〇〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	一二一・七〇〇	一三七・三五〇	一四六・五〇〇
一二ボルト乃至三二ボルト又ハ一一〇ボルト以外ノモノ一〇〇ワット	〃	一五・五〇〇	一七・五〇〇	二〇・一五〇
〃　二五〇ワット	〃	三三・八五〇	三八・二五〇	四四・〇〇〇
〃　五〇〇ワット	〃	五二・九〇〇	五九・七五〇	六八・七五〇
〃　七五〇ワット	〃	八一・七〇〇	九二・三〇〇	一〇六・二〇〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	八九・六五〇	一〇一・三〇〇	一一六・五五〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	一三八・二五〇	一四四・八〇〇	一六六・六〇〇
九　燈臺用電球				
一〇〇ボルト七五〇ワット		七一・六五〇	八〇・九五〇	九三・一五〇
〃　一、〇〇〇ワット		七八・八五〇	八九・一〇〇	一〇二・五〇〇
〃　一、五〇〇ワット		一二一・七〇〇	一三七・三五〇	一四六・五〇〇
〃　二、〇〇〇ワット		一八〇・〇〇〇	二〇三・四〇〇	二三四・〇〇〇
一〇　スポット燈用、探照燈用、着陸照明用又ハ航空標識燈用電球				
二四ボルト乃至三二ボルト五〇〇ワット	平面集光纖條	八六・七五〇	九八・〇〇〇	一一二・七五〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	三二三・五〇〇	三五三・一〇〇	四〇六・二〇〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	六一二・〇〇〇	六九一・五五〇	七九五・六〇〇
〃　三、〇〇〇ワット	〃	一、五八四・〇〇〇	一、七八九・九〇〇	二、〇五九・二〇〇
一〇〇ボルト五〇〇ワット	〃	五九・四〇〇	六七・一〇〇	七七・二〇〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	一一六・六五〇	一三一・八〇〇	一五一・六五〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	一五一・二〇〇	一七〇・八五〇	一九六・五五〇
〃　二、〇〇〇ワット	〃	一八〇・〇〇〇	二〇三・四〇〇	二三四・〇〇〇
〃　二、五〇〇ワット	〃	二九六・四〇〇	三三四・九五〇	三八五・三五〇
〃　三、〇〇〇ワット	〃	七〇二・〇〇〇	七九三・二五〇	九一二・六〇〇
〃　五、〇〇〇ワット	〃	一、二三四・〇〇〇	一、三八一・四〇〇	一、四七四・二〇〇
〃　一〇、〇〇〇ワット	〃	一、七六四・〇〇〇	一、九九三・三〇〇	二、二九三・三〇〇
二四ボルト乃至三二ボルト又ハ一一〇ボルト以外ノモノ五〇〇ワット	〃	六五・一五〇	七三・六〇〇	八四・六五〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	一三八・五〇〇	一四五・二〇〇	一六七・〇五〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	一八一・八〇〇	二〇五・四五〇	二三六・三五〇
〃　二、〇〇〇ワット	〃	二一〇・九五〇	二三八・三五〇	二七四・二〇〇
〃　二、五〇〇ワット	〃	四四六・四〇〇	五〇四・四五〇	五八〇・三五〇
〃　三、〇〇〇ワット	〃	一、〇五四・八〇〇	一、一九一・九〇〇	一、三七一・二〇〇
〃　五、〇〇〇ワット	〃	一、六九九・二〇〇	一、九二〇・一〇〇	二、二〇八・九五〇
〃　一〇、〇〇〇ワット	〃	二、六四六・〇〇〇	二、九九〇・〇〇〇	三、四三九・八〇〇
一一　映寫用電球				
三〇ボルト五〇〇ワット	硝子球直徑六四粍	一八一・二五〇	一九一・八五〇	二〇五・八五〇
一〇〇ボルト五〇〇ワット	〃	一三〇・三五〇	一三八・〇五〇	一四八・一〇〇
〃　七五〇ワット	〃	二三〇・五五〇	二四三・九五〇	二六一・七五〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	二五六・六五〇	二七一・八〇〇	二九一・六五〇
二〇ボルト一五〇ワット	〃　二五粍	一七〇・三〇〇	一八〇・三五〇	一九三・五〇〇
七五ボルト三〇〇ワット	〃　三二粍	七四・四〇〇	七八・八五〇	八四・六〇〇
〃　五〇〇ワット	〃	一四三・二〇〇	一五一・六五〇	一六二・七〇〇
〃　七五〇ワット	〃　三八粍	二五三・四五〇	二六八・四〇〇	二八八・〇〇〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	二八一・八〇〇	二九八・四五〇	三二〇・二〇〇
一二　鑛山安全燈用電球				
二・五ボルト又ハ四ボルト〇・三五アンペア乃至一・三アンペア	硝子球丸型直徑二五粍	四・〇五〇	四・五五〇	五・二五〇
〃	硝子球茄子型直徑二五粍	四・九五〇	五・六〇〇	六・四五〇
〃	直徑二五粍複纖條	五・九五〇	六・七〇〇	七・七〇〇
四ボルト〇・三アンペア	硝子球丸型直徑一六粍	三・一〇〇	三・五〇〇	四・〇〇〇
一三　放電電球				
一〇〇ボルト又ハ二〇〇ボルト〇・五アンペア乃至三アンペア	ネオン又ハアルゴンガス入	二五・二〇〇	二七・五五〇	三〇・六〇〇
一四　螢光放電管				
一〇〇ボルト一五ワット		八三・五〇〇	九一・二五〇	一〇一・四〇〇
〃　二〇ワット		九七・一五〇	一〇六・一五〇	一一七・九五〇

第5802号　本文

一五　閃光電球				
硝子球直徑六〇粍		一〇・〇〇〇	一〇・六〇〇	一一・三五〇
硝子球直徑八〇粍		一三・二〇〇	一三・九〇〇	一三・八五〇
一六　測光用標準電球（運通省檢定料ヲ含マズ）				
一〇ボルト一〇燭乃至一〇〇燭	管型定方向用	一四二・五五〇	一六一・一〇〇	一八五・三五〇
〃　五燭乃至五〇燭	管型球面光度用	一四二・五五〇	一六一・一〇〇	一八五・三五〇
〃　一五燭又ハ二〇ワット迄	洋梨型球面光度用	一四二・五五〇	一六一・一〇〇	一八五・三五〇
〃　一〇〇燭又ハ一〇〇ワット迄	〃	一五六・六〇〇	一七六・九五〇	二〇三・五五〇
〃　三〇〇燭又ハ二〇〇ワット迄	〃	一七二・一〇〇	一九四・四五〇	二二三・七〇〇
〃　五〇〇燭又ハ三〇〇ワット迄	〃	一八九・七〇〇	二一四・三五〇	二四六・六〇〇
〃　一、〇〇〇燭又ハ五〇〇ワット迄	〃	二〇八・四五〇	二三五・五五〇	二七一・〇〇〇
〃　七五〇ワット	〃	二三九・三〇〇	二五九・一〇〇	二九八・一〇〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	二四九・一〇〇	二八一・五〇〇	三二三・八五〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	二七七・二〇〇	三一三・二五〇	三六〇・三五〇
一七　航海燈用電球（運通省檢定料ヲ含ム）				
一〇〇ボルト又ハ一一〇ボルト四〇ワット迄		九・五五〇	一〇・八〇〇	一二・四〇〇
〃	複織條	一二・〇五〇	一三・六〇〇	一五・六五〇
二〇〇ボルト又ハ二二〇ボルト〃		一〇・四五〇	一一・八〇〇	一三・五五〇
〃	複織條	一五・一〇〇	一七・〇五〇	一九・六〇〇
一八　鐵道又ハ軌道信號用電球				
六ボルト乃至三〇ボルト又ハ五〇ボルト乃至一五〇ボルト六ワット乃至四〇ワット	定焦點口金附	一四・九〇〇	一六・八五〇	一七・四五〇
〃	定焦點口金附複織條	一八・〇〇〇	二〇・三五〇	二三・四〇〇
〃	中型又ハ並型口金附	五・四五〇	六・一五〇	七・〇五〇
一九　配電盤表示燈用電球				
一八ボルト二・五ワット		六・八五〇	七・五〇〇	八・三五〇
一四〇ボルト一五ワット		六・八五〇	七・五〇〇	八・三五〇
一五〇ボルト二〇ワット		六・八五〇	七・五〇〇	八・三五〇
二〇　錄音再生用電球				
四ボルト乃至二七ボルト〇・七五アンペア乃至一アンペア		二七・七〇〇	二九・三五〇	三一・五〇〇
二一　電話用電球				
二A四ボルト一七〇ミリアンペア乃至一一〇ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二C一五ボルト九〇ミリアンペア乃至一二〇ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二F一二ボルト九七ミリアンペア乃至一二〇ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二G二四ボルト七五ミリアンペア乃至一一五ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
四G〃一八五ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二J〃二二・五ミリアンペア乃至三七・五ミリアンペア		一四・七五〇	一六・三五〇	一八・四五〇
二K三〇ボルト九〇ミリアンペア乃至一二〇ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二Y四八ボルト二八ミリアンペア乃至三六ミリアンペア		一四・七五〇	一六・三五〇	一八・四五〇
二TA〃七五ミリアンペア乃至一一五ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二TB六〇ボルト六〇ミリアンペア乃至九〇ミリアンペア		一四・七五〇	一六・三五〇	一八・四五〇
二〇ボルト四五ミリアンペア		一一・一五〇	一三・二〇〇	一三・八〇〇
二二　醫療用大型電球				
六ボルト乃至二四ボルト一〇〇ワット		一七・一〇〇	一九・三〇〇	二二・二〇〇
〃　二〇〇ワット		二四・一〇〇	二七・二五〇	三一・三五〇
一〇〇ボルト一〇〇ワット		一二・二五〇	一三・八五〇	一五・九五〇
〃　二〇〇ワット		一六・七五〇	一八・九〇〇	二一・七五〇
〃　三〇〇ワット		三三・五〇〇	三七・八五〇	四三・五五〇
〃　五〇〇ワット		五五・四五〇	六二・六五〇	七二・〇五〇
〃　一〇〇ワット	複織條	一四・二〇〇	一六・〇五〇	一八・四五〇
〃　二〇〇ワット	〃	一九・八〇〇	二二・三五〇	二五・七〇〇
〃　三〇〇ワット	〃	三九・九五〇	四五・一五〇	五一・九五〇
〃　五〇〇ワット	〃	六六・六〇〇	七五・二五〇	八六・五五〇
二三　醫療用小型電球				
一・五ボルト乃至二四ボルト一・五アンペア又ハ三ワット迄	並口金附	三・三〇〇	三・七〇〇	四・三〇〇
〃	特殊口金附	四・五〇〇	五・一〇〇	五・八五〇
二四　紫外線又ハ赤外線用電球				
一〇〇ボルト六〇ワット迄	色生地硝子球	八・〇〇〇	九・〇五〇	一〇・四〇〇
〃　一〇〇ワット	〃	二四・一〇〇	二七・二五〇	三一・三五〇
〃　二〇〇ワット	〃	三三・五〇〇	三七・八五〇	四三・五五〇
〃　三〇〇ワット	〃	六六・六〇〇	七五・二五〇	八六・五五〇
〃　五〇〇ワット	〃	一一一・六〇〇	一二六・一〇〇	一四五・〇五〇
〃　七五〇ワット	〃	一四五・八〇〇	一六四・七五〇	一八九・五五〇
〃　一、〇〇〇ワット	〃	一五五・五〇〇	一七五・七〇〇	二〇二・一五〇
〃　一、五〇〇ワット	〃	一六七・四〇〇	一八九・一五〇	二一七・六〇〇
二五　自動車用電球				
六ボルト乃至八ボルト一〇燭迄		四・〇五〇	四・四〇〇	四・九〇〇
〃　一五燭		四・一五〇	四・五五〇	五・〇五〇
〃　三〇燭又ハ五〇燭	並口金附	四・五五〇	四・九五〇	五・五〇〇
〃	定焦點口金附	八・二〇〇	八・九五〇	九・九五〇
〃　五燭	兩口金附	五・三〇〇	五・八〇〇	六・四五〇
一二ボルト乃至一六ボルト一〇燭迄		四・〇五〇	四・四〇〇	四・九〇〇
〃　一五燭		四・五五〇	四・九五〇	五・五〇〇
〃　三〇燭又ハ五〇燭	並口金附	四・八五〇	五・三〇〇	五・九〇〇
〃	定焦點口金附	八・二〇〇	八・九五〇	九・九五〇
〃　五燭	兩口金附	五・九〇〇	六・四五〇	七・一五〇
二四ボルト乃至三二ボルト一〇燭迄		四・四〇〇	四・八〇〇	五・三五〇
〃　一五燭		四・九〇〇	五・三五〇	五・九五〇
〃　三〇燭又ハ五〇燭	並口金附	五・四〇〇	五・九〇〇	六・五五〇
〃	定焦點口金附	八・九五〇	九・八〇〇	一〇・九〇〇
〃　五燭	兩口金附	六・三五〇	六・九五〇	七・七〇〇
二六　豆電球				
七・五ボルト迄〇・三アンペア迄		一・九〇〇	二・〇五〇	二・二五〇
二七　放送受信機用表示燈電球				
三ボルト〇・一五アンペア	管型	二・四五〇	二・六五〇	二・九五〇

(1) 前各表統制額ハ日本電球工業統制組合ノ檢査規程ニ定ムル一級檢査合格品ノ額トシ同檢査規程ニ定ムル二級合格品ノ額ハ本表統制額ノ五割下ゲトス

(2) 前各表統制額ハ物品税ヲ含ムモノトス但シ物品税法ニ依リ物品税ヲ免除セラルル場合ノ販賣額ハ前各表統制額ヨリ物品税ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

(3) 製造業者統制額ハ製造業者ノ工場渡額トシ卸賣業者及小賣業者統制額ハ賣主店先渡額トス

(4) 包裝及荷造費ハ賣主ノ負擔トス但シ輸出荷造及特ニ買主ノ指圖ニ依ル特別荷造ヲ爲シタル場合ノ荷造費ハ買主ノ負擔トス

(5) 運送中ノ破損ハ賣主ノ負擔トス

◎大藏省告示第三百四十八號

物價統制令第四條の規定に依りトーチランプ及バーナーの統制額を左の通り指定し昭和十八年九月商工省告示第八百八十八號（噴焰器及噴焰器火口ノ最高販賣價格指定ノ件）は之を廢止する。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

（單位一箇）

品　種		製造業者統制額	販賣業者統制額
一　トーチランプ			
揮發油用	三勺	一三〇圓	一五五圓
同	五勺	一四〇	一六五
同	一立	一六〇	一九〇
燈油用	一立	一七〇	二〇〇
同	一立半	一九〇	二二五
同	二立	二一五	二五五
同	三立	二四〇	二八五
二　バーナー（單位一箇）			
揮發油	三勺用	五五	六五
同	五勺用	六〇	七〇
同	一立用	六五	七五
燈油	一立用	七五	九〇
同	一立半用	八〇	九五
同	二立用	八五	一〇〇
同	三立用	九〇	一〇五
三　ボーリンダーバーナー（單位一箇）			
燈油用	小型（徑三分）	九五	一一〇
同	中型（徑四分）	一〇〇	一二〇
同	大型（徑五分）	一一〇	一三〇

一　本表統制額は日本トーチランプ工業統制組合の製品檢査規程に據り同組合の行ふ檢査に合格し其の檢査合格證票を貼付したものの價格とし其の他のものの價格は本表統制額の六割以下とする。

二　本表記載の標準品に瞬間加熱裝置又は火口清掃裝置を施したものの價格は當該統制額の四〇圓增とする。

三　製造業者統制額は買主店先渡價格とする。

四　販賣業者統制額は賣主店先渡價格とする。

◎大藏省告示第三百四十九號

物價統制令の第四條の規定に依り双眼鏡の統制額を左の通り指定し昭和十五年十二月商工省告示第七百九十一號（双眼鏡及附屬品ノ販賣價格指定ノ件）は之を廢止する。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

（單位一箇）

品　種	規格形狀	寸度	材質	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
ノバー七倍	プリズム式視界七度八分瞳徑七粍對物有效徑四九粍	一七〇×二〇〇×一七〇	輕合金	一、五三〇圓	一、六三〇圓	二、〇三五圓
マダナ七倍	〃	〃	〃	〃	〃	〃
オリオン六倍	プリズム式視界九度二〇分瞳徑四粍對物有效徑二四粍焦點距離一〇〇粍	五〇×一五〇×九〇	〃	一、五〇五	一、五六五	一、八一〇
レノグス六倍	プリズム式視界八度焦點距離一一四粍	四五×一〇〇×一四五	〃	一、四六〇	一、五二〇	一、七五五
スピカ	ガリレオ式三・五倍瞳徑六粍有效徑二五・五粍焦點距離六〇粍	三五×九〇×五五	〃	四八五	五〇〇	五八〇
ブライドオペラ	ガリレオ式二・五倍	三〇×四〇×九〇	〃	三九五	四一〇	四七五
オリオン八倍	プリズム式視界七度三〇分瞳徑三・七五粍有效徑三〇粍	五〇×一五〇×一〇〇	〃	一、六五〇	一、七一五	一、九八〇
マグナ八倍	プリズム式視界七度三〇分瞳徑三・七五粍有效徑三〇粍	五〇×一一〇×一五〇	〃	一、七二五	一、七九五	二、〇七〇

一、製造業者統制額は荷造包裝費を含む賣主工場渡價格とする。

二、卸賣業者統制額は荷造包裝費を含む賣主店先渡價格とする。

三、小賣業者統制額は賣主の店先渡價格とする。

四、本表統制額は物品税を含むものとする。

五、本表統制額にはケースの價格を含まざるものとす。

六、本表に掲ぐる品種の中古品の價格は本表統制額の七割以內とする。

◎大藏省告示第三百五十號

物價統制令第四條の規定に依り石油代用燃料使用裝置及同部品の最高販賣價格左の通指定す昭和二十年二月五日運輸通信省告示第二十八號（石油代用燃料使用裝置ノ最高販賣價格指定ノ件）並に昭和二十年十二月十五日運輸省自資新第一三五號（價格等統制令第七條第一項但書及第二條第一項但書ニ依ル暫定的許可ニ關スル件）は之を廢止す。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

第一表　販賣せんとする裝置の品種及價格

貨物自動車用陸式日燃型薪瓦斯發生爐裝置	五、一〇〇圓
乘合自動車用陸式日燃型薪瓦斯發生爐裝置	五、一〇〇
貨物自動車用日燃式木炭瓦斯發生爐裝置	四、六七〇
乘合自動車用日燃式木炭瓦斯發生爐裝置	四、六七〇
貨物自動車用日燃式石炭瓦斯發生爐裝置	四、五三〇
乘合自動車用日燃式石炭瓦斯發生爐裝置	四、五三〇
乘合自動車用日燃式石炭瓦斯發生爐裝置	四、七五〇
乘合自動車用日燃式木炭瓦斯發生爐裝置	四、一二〇
小型自動車用日燃I型木炭瓦斯發生爐裝置	二、五〇〇
日燃式小型乘用車用木炭瓦斯發生爐裝置	二、六二五
日燃式双立三輪車用木炭瓦斯發生爐裝置	三、〇三〇
日燃式C型石炭瓦斯發生爐裝置	二、七〇五
壓縮瓦斯使用裝置	三、三一五

第二表　裝置部品の品種及價格

陸式日燃型薪瓦斯發生爐裝置　S—T—B

日燃式木炭瓦斯發生爐裝置　M—T—B

第5802号　本文

日燃式石炭瓦斯發生爐裝置　C―TB
木炭乘用車用發生爐裝置　M―P
石炭乘用車用發生爐裝置　C―P
日燃式C型石炭瓦斯發生爐裝置　C―S
日燃式双立三輪車用木炭瓦斯發生爐裝置　Y―S
日燃式小型乘用車用木炭瓦斯發生爐裝置　U―P
日燃式I型木炭瓦斯發生爐裝置　I―T

部品名＼爐種別	S―TB	M―TB	C―TB	M―P	C―P	C―S	Y―S	U―P	I―T
本體	二、八二四	二、三一〇	二、〇七〇	一、七六〇	二、〇二三	一、四三〇	一、一八〇	一、三六五	一、二四五
タール槽	二三五								
水槽		二一六	二一六	二一六	六三三	二三九	二三九	二三九	二三九
遠心分離器	二五五	二五五	二五五	二五五	二五五	一五六	一一六	一五六	一五六
粉炭							一〇二		
清淨冷却器							一、〇八五		
第一清淨器	四一七	四一七	四一七	四一七	四一七	二三三		二三三	二三三
第二〃	四五一	四五一	四五一	三六七	三六七	二七六		二七六	二七六
配管裝置	八一三	八一三	八一三	七一八	七六七	一八八	一一六	一八八	一八八
機關調整裝置	三五一	三五一	三五一	四四七	四四七	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
手動送風機	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七
工具	八〇	七二	一四五	七二	七二	七二	三六	三六	三六
取付用部品	七二〇	六七八	六七八	五四九	五四九	二九〇	九四	二九〇	二九〇

第三表　取付價格

貨物自動車用薪瓦斯發生爐裝置	圓 二、二八七・〇〇
乘合自動車用薪瓦斯發生爐裝置	二、五四二・〇〇
貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置	一、七三七・〇〇
乘合自動車用木炭瓦斯發生爐裝置	一、九九〇・〇〇
貨物自動車用石炭瓦斯發生爐裝置	一、六九五・〇〇
乘合自動車用石炭瓦斯發生爐裝置	一、九四八・〇〇
木炭乘用車用發生爐裝置	二、二一三・〇〇
石炭乘用車用發生爐裝置	二、二一三・〇〇
日燃式C型石炭瓦斯發生爐裝置	七二〇・〇〇
日燃式双立三輪車用木炭瓦斯發生爐裝置	六七八・〇〇
小型乘用車用木炭瓦斯發生爐裝置	一、一四三・〇〇
日燃式I型木炭瓦斯發生爐裝置	一、〇一七・〇〇

高壓裝置部品及價格

減壓瓣	圓 一、二二二・二〇
眞空瓣	九八八・一〇
混和器	八八五・一〇
充塡瓣	六九・三〇
主止瓣	八六・九〇
T型接手	六三・三〇
袋ナット	七八・八〇
壓力計	一七六・三〇
チョークワイヤー	三六・三〇
ガソリンコック	三〇・九〇

◎大藏省告示第三百五十一號

物價統制令第四條の規定によつて、ガラ紡糸の統制額を次のやうに指定し、昭和十九年十一月提商省告示第千二百七十二號（ガラ紡糸ノ最高販賣價格指定ノ件）は、これを廢止する。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

（單位一〇貫）

絲の組成	規格番號	統制額
一 ガラ紡綿糸　單糸	一號	圓 六五五・〇〇
	二號	五六三・〇〇
	四號	四九四・〇〇
	五號	四四五・〇〇
双糸	一號	七四〇・〇〇
	二號	六三四・〇〇
	三號	五九一・〇〇
	四號	五四四・〇〇
	五號	四九一・〇〇
三子糸	一號	七四〇・〇〇
	四號	五四四・〇〇
二 ガラ紡スフ糸　單糸	一號	七三五・〇〇
	二號	六八三・〇〇
	四號	六〇三・〇〇
	五號	五三八・〇〇
双糸	一號	八四六・〇〇
	二號	七六一・〇〇
	三號	七二一・〇〇
	四號	六五九・〇〇
	五號	六〇一・〇〇
三子糸	一號	八四六・〇〇
	四號	六五九・〇〇
三 ガラ紡麻糸　單糸	二號	一、〇九二・〇〇
	三號	九七八・〇〇
双糸	二號	一、二二八・〇〇
	三號	一、一〇〇・〇〇
四 ガラ紡黃麻糸　單糸	二號	八七三・〇〇
	四號	七五九・〇〇
双糸	二號	九七一・〇〇
	三號	九二三・〇〇
	四號	八〇一・〇〇
三子糸	四號	八〇一・〇〇
五 ガラ紡絹糸　單糸	三號	二、二四三・〇〇
双糸	三號	二、四二一・〇〇
三子糸	三號	二、四二一・〇〇

堅牢先染糸のガラ紡絹糸の統制額は、右の統制額に各々六六六圓を加へた額とする。

六　ガラ紡混紡絹糸

(一)白糸

單糸	四號	一、七二三・〇〇
	五號	一、六六二・〇〇
	六號	一、五一四・〇〇
	七號	一、四八五・〇〇
双糸	四號	一、八八〇・〇〇
	五號	一、八〇七・〇〇
	六號	一、六四九・〇〇
	七號	一、六〇六・〇〇
三子糸	四號	一、八八〇・〇〇
	五號	一、八〇七・〇〇
	六號	一、六四九・〇〇
	七號	一、六〇六・〇〇

(二)色糸

單糸	四號	一、六三六・〇〇
	五號	一、五七五・〇〇
双糸	四號	一、七九一・〇〇
	五號	一、七一八・〇〇
三子糸	四號	一、七九一・〇〇
	五號	一、七一八・〇〇

堅牢先染糸のガラ紡混紡絹糸の統制額は、右の色糸の統制額に、各々六六六圓を加へた額とする。

七　ガラ紡毛糸　（單位一〇〇封度）

双糸	七番	一、五二一・〇〇
	十番	一、四二一・〇〇

堅牢先染糸（重量割合で三分の二以上を染色した霜降糸を含む）のガラ紡毛糸の統制額は、右の統制額に、各々五七五圓を加へた額とする。

(一)本表の統制額は、包裝費及び荷造費を含むが、運賃はこれを含まない。

(二)本表の統制額は、日本ガラ紡糸統制組合の檢査に合格し、且つ、その旨を表示してあるガラ紡糸の統制額であつて、その他のものの價格は、最も類似せるものの五割下げとする。

◎大藏省告示第三百五十二號

物價統制令第四條の規定により、乳製品の販賣價格の統制額を次のやうに指定し、昭和二十年十二月農林省告示第五號（乳製品ノ最高販賣價格指定ノ件）はこれを廢止する。

昭和二十一年五月二十一日　大藏大臣　子爵　澁澤　敬三

種別	規格	生産者販賣價格の統制額	卸賣業者販賣價格の統制額	小賣業者販賣價格の統制額
		圓	圓	圓
一 煉乳　加糖全脂	三九七瓦入罐四打入函	一函につき 三六〇・五〇	一函につき 三六八・五〇	一罐につき 七・九五
同	五八〇瓦入罐四打入函	一函につき 五三四・七〇	一函につき 五四七・七〇	一罐につき 一二・五〇
同	ばら	四五〇瓦につき 七・九〇	四五〇瓦につき 八・二〇	四五〇瓦につき 八・六〇
二 全粉乳	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 六〇四・九〇	一函につき 六一七・九〇	一罐につき 二六・四〇
	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 五八一・四〇	一罐につき 五九四・四〇	一袋につき 二五・四〇
	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 六二三・四〇	一函につき 六三六・四〇	一罐につき 一三・五五
	ばら	四五〇瓦につき 二四・〇〇	四五〇瓦につき 二四・六〇	四五〇瓦につき 二五・三五
三 調製粉乳　全粉乳八五％以上蔗糖一五％以下のもの	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 五四四・〇〇	一函につき 五五七・〇〇	一罐につき 二三・八五
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 五二〇・四五	一罐につき 五三三・四五	一袋につき 二二・八五
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 五六二・五〇	一函につき 五七五・五〇	一罐につき 一二・三〇
同	ばら	四五〇瓦につき 二一・四五	四五〇瓦につき 二二・〇五	四五〇瓦につき 二二・八〇
全粉乳六五％以上蔗糖三五％以下のもの	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四六三・八〇	一函につき 四七五・八〇	一罐につき 二〇・四五
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四三九・二五	一罐につき 四五二・二五	一袋につき 一九・四五
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四八一・三〇	一函につき 四九四・三〇	一罐につき 一〇・六〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一八・〇〇	四五〇瓦につき 一八・六〇	四五〇瓦につき 一九・三五
パトローゲン	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四九五・四〇	一函につき 五〇八・四〇	一罐につき 二一・八〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四七一・九〇	一罐につき 四八四・九〇	一袋につき 二〇・八〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 五二三・九〇	一函につき 五三六・九〇	一罐につき 一一・三〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一九・四〇	四五〇瓦につき 二〇・〇〇	四五〇瓦につき 二〇・七五
パトローゲンB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四四三・九五	一函につき 四五五・九五	一罐につき 一九・六〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四二九・四五	一罐につき 四四二・四五	一袋につき 一八・六〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四六一・四五	一函につき 四七四・四五	一罐につき 一〇・二〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一七・一五	四五〇瓦につき 一七・七五	四五〇瓦につき 一八・五〇
バイゲン	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四八七・六五	一函につき 五〇〇・六五	一罐につき 二一・五〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四六四・一五	一罐につき 四七七・一五	一袋につき 二〇・五〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 五〇六・一五	一函につき 五一九・一五	一罐につき 一一・一〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一九・〇五	四五〇瓦につき 一九・六五	四五〇瓦につき 二〇・四〇
バイゲンB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四三五・六〇	一函につき 四四八・六〇	一罐につき 一九・三〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四一二・一〇	一罐につき 四二五・一〇	一袋につき 一八・三〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四五四・一〇	一函につき 四六七・一〇	一罐につき 一〇・〇五
同	ばら	四五〇瓦につき 一六・八五	四五〇瓦につき 一七・四五	四五〇瓦につき 一八・二〇
ドリコーゲン	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四八二・六五	一函につき 四九五・六五	一罐につき 二一・三五
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四五九・一〇	一罐につき 四七二・一〇	一袋につき 二〇・三五
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 五〇一・一五	一函につき 五一四・一五	一罐につき 一一・〇〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一八・八〇	四五〇瓦につき 一九・四〇	四五〇瓦につき 二〇・一五
ドリコーゲンB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四二七・八五	一函につき 四四〇・八五	一罐につき 一九・〇〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四〇四・三五	一罐につき 四一七・三五	一袋につき 一八・〇〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四四六・三五	一函につき 四五九・三五	一罐につき 九・八五
同	ばら	四五〇瓦につき 一六・五五	四五〇瓦につき 一七・一五	四五〇瓦につき 一七・九〇
コーケン	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四五八・三〇	一函につき 四七一・三〇	一罐につき 二〇・二五
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四三四・七五	一罐につき 四四七・七五	一袋につき 一九・二五
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四七六・八〇	一函につき 四八九・八〇	一罐につき 一〇・五〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一七・八〇	四五〇瓦につき 一八・四〇	四五〇瓦につき 一九・一五
コーケンB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四〇九・七〇	一函につき 四二二・七〇	一罐につき 一八・三〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 三八六・一五	一罐につき 三九九・一五	一袋につき 一七・三〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき 四二八・二〇	一函につき 四四一・二〇	一罐につき 九・四〇
同	ばら	四五〇瓦につき 一五・七五	四五〇瓦につき 一六・三五	四五〇瓦につき 一七・一〇
ネッスルミルクフード	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき 四五四・五五	一函につき 四六七・五五	一罐につき 二〇・一〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき 四三一・〇五	一罐につき 四四四・〇五	一袋につき 一九・一〇

同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四七三・〇五	一函につき	四八六・〇五	一罐につき	一〇・四〇
同	ばら	四五〇瓦につき	一七・六五	四五〇瓦につき	一八・二五	四五〇瓦につき	一九・〇〇
ネッスルミルクフードB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四〇六・二五	一函につき	四一九・二五	一罐につき	一八・一〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	三八三・八五	一罐につき	三九五・八五	一袋につき	一七・一〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四二四・八五	一函につき	四三七・八五	一罐につき	九・四〇
同	ばら	四五〇瓦につき	一五・六五	四五〇瓦につき	一六・二五	四五〇瓦につき	一七・〇〇
マエゼンミルクフード	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四五〇・二五	一函につき	四六三・二五	一罐につき	一九・九〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	四二六・七五	一罐につき	四三九・七五	一袋につき	一八・九〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四六八・七五	一函につき	四八一・七五	一罐につき	一〇・三五
同	ばら	四五〇瓦につき	一七・四五	四五〇瓦につき	一八・〇五	四五〇瓦につき	一八・八〇
マエゼンミルクフードB號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四〇三・五〇	一函につき	四一五・五〇	一罐につき	一七・九〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	三七九・〇〇	一罐につき	三九二・四〇	一袋につき	一六・九〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四二一・〇〇	一函につき	四三四・〇〇	一罐につき	九・三五
同	ばら	四五〇瓦につき	一五・四五	四五〇瓦につき	一六・〇五	四五〇瓦につき	一六・八〇
第二調製粉乳第一號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四三〇・八〇	一函につき	四四三・八〇	一罐につき	一八・七〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	三九七・二〇	一罐につき	四一〇・二〇	一袋につき	一七・七〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四三九・二〇	一函につき	四五二・二〇	一罐につき	九・七〇
同	ばら	四五〇瓦につき	一六・二五	四五〇瓦につき	一六・八五	四五〇瓦につき	一七・六〇
第二調製粉乳第三號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四三一・二〇	一函につき	四四四・二〇	一罐につき	一八・七〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	三九八・〇〇	一罐につき	四一一・〇〇	一袋につき	一七・七〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四四〇・〇〇	一函につき	四五三・〇〇	一罐につき	九・七〇
同	ばら	四五〇瓦につき	一六・二五	四五〇瓦につき	一六・八五	四五〇瓦につき	一七・六〇
第二調製粉乳第四號	四五〇瓦入罐二打入函	一函につき	四四二・七五	一函につき	四五五・七五	一罐につき	一九・六〇
同	四五〇瓦入紙袋二打入罐	一罐につき	四一九・二五	一罐につき	四三二・二五	一袋につき	一八・六〇
同	二二五瓦入罐四打入函	一函につき	四六一・二五	一函につき	四七四・二五	一罐につき	一〇・二〇
同	ばら	四五〇瓦につき	一七・一五	四五〇瓦につき	一七・七五	四五〇瓦につき	一八・五〇
四　バター							
無鹽	ばら	四五〇瓦につき	六〇・七〇	四五〇瓦につき	六一・七五	四五〇瓦につき	六三・一五
同	四五〇瓦入紙包	一箇につき	六三・一〇	一箇につき	六四・一〇	一箇につき	六五・六〇
同	二二五瓦入紙包	一箇につき	三二・〇五	一箇につき	三二・五五	一箇につき	三三・一五
有鹽	ばら	四五〇瓦につき	六〇・六五	四五〇瓦につき	六一・七〇	四五〇瓦につき	六三・一〇
同	四五〇瓦入紙包	一箇につき	六三・〇〇	一箇につき	六四・〇〇	一箇につき	六五・二〇
同	二二五瓦入紙包	一箇につき	三二・〇〇	一箇につき	三二・五〇	一箇につき	三三・一〇
同	一一二・五瓦入紙包	一箇につき	一六・三五	一箇につき	一六・六〇	一箇につき	一六・九〇
同	四五〇瓦入罐詰	一罐につき	六五・六五	一罐につき	六六・七五	一罐につき	六八・一五
同	一一二・五瓦入罐詰	一罐につき	一七・〇五	一罐につき	一七・三五	一罐につき	一七・六五
五　チーズ							
ナチユラル	ばら	四五〇瓦につき	四六・六五	四五〇瓦につき	四七・七〇	四五〇瓦につき	四九・一〇
プロセス	四五〇瓦入紙包	一箇につき	五六・〇〇	一箇につき	五七・〇〇	一箇につき	五八・二〇
同	二二五瓦入紙包	一箇につき	二八・九五	一箇につき	二九・四五	一箇につき	三〇・〇五
燻製	ばら	四五〇瓦につき	五八・一〇	四五〇瓦につき	五九・一五	四五〇瓦につき	六〇・五五
六　雪印マーガリン（バター五割以上を含むもの）							
無鹽	ばら	四五〇瓦につき	三六・九〇	四五〇瓦につき	三七・九五	四五〇瓦につき	三九・三五
有鹽	ばら	四五〇瓦につき	三六・八五	四五〇瓦につき	三七・九〇	四五〇瓦につき	三九・三〇
同	四五〇瓦入紙包	一箇につき	三八・六〇	一箇につき	三九・六〇	一箇につき	四〇・八〇
同	二二五瓦入紙包	一箇につき	一九・七〇	一箇につき	二〇・二〇	一箇につき	二〇・八〇

七　生產者販賣價格の統制額は、清算レール渡しの統制額とする。たゞし、賣主と買主とが協定した場所渡しの統制額とすることができる。

八　卸賣業者販賣價格の統制額は、買主店先渡しの統制額とする。

九　小賣業者販賣價格の統制額は、賣主店先渡しの統制額とする。

十　小賣業者が業務用の原料又は材料として使用する者に販賣する場合の統制額は、卸賣業者販賣價格の統制額による。

十一　本表中バター、チーズ及び雪印「マーガリン」の販賣價格の統制額は、いづれも物品稅を含む。

十二　本表の統制額中煉乳、全粉乳及び調製粉乳の「ばら」とは、中味だけの計量賣りであつて、いづれも、容器を含まない。

十三　バター、チーズ及び雪印マーガリンについてカルトンを使用する場合は、左の規格によつてカルトン代を、それぞれ本表の統制額に加へることができる。

四五〇瓦入紙包一箇につき　カルトン代　四〇錢
二二五瓦入紙包一箇につき　カルトン代　三五錢
一一二・五瓦入紙包一箇につき　カルトン代　三〇錢

第5802号 本文

辭任及辭令

◉昭和二十一年二月三日　通信書記　德谷　榮治
任通信事務官
敍高等官七等

◉昭和二十一年四月十一日　運輸事務官　白取　多平
陞敍二級

◉昭和二十一年四月十三日　運輸事務官　千田　政雄
同　古見　兵造
（各通）
陞敍二級

◉昭和二十一年四月十四日　遞信事務官　出崎　傑燮
陞敍二級

◉昭和二十一年四月十五日　運輸技官　齊田　丑之助
陞敍二級

◉昭和二十一年四月十八日　運輸事務官　澁谷　樹太郎
陞敍二級

◉昭和二十一年五月十一日　商工技官　小原　敏一
任內閣技官
敍二級

運輸技官兼地方技官　照木　敏雄
地方事務官　齋藤　正年
（各通）
兼任外務事務官
敍二級

大使館調査官　中川　豐吉
任外交官補
敍奏任

大使館技師　飯田　務
運輸敎官　宇多小路　通明
同　須賀　正三
同　高島　彬
（各通）
任運輸技官
敍二級

運輸事務官　田中　一男
同　運輸技官　背池　一雄
石上　鐵平
（各通）
任運輸敎官
敍三級

文部敎官　城田　熙雄
地方事務官　佐藤　俊雄
任地方敎官
敍二級

任地方技官
敍二級　伊藤嘉奈太
（各通）
同　文部敎官　齋藤　實
村田　榮吉

國民學校長ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

特定郵便局長　關澤　三郎　同　渡邊　二郎
同　平形周次郎　同　眞保　祖山
同　佐藤　安喜　同　松原　傳八
同　關根山三郎　同　篠木　亮
同　山口　賢松　同　佐藤　修
同　大塚　七郎　同　上野長太郎
同　佐藤　淸義　同　佐久間藤一
同　關矢寅五郎　同　手塚　憲三
同　松尾　康三　同　池田　章
同　前田豐次郎　同　菅　三平
同　小山　治良　同　松平　駒造
同　秋山八十郎　同　宗像　龜雄
同　野村喜一郎　同　平井　正弘
同　小野　進　同　坂井　直彥
同　龜井　壽　同　小松　孝良
同　熊切　信平　同　猪原良右衛門
同　岡崎　房松　同　北河小三治
同　多木　貫　同　松井　秀吉
同　山根　潤藏　同　小林　亮一
同　高橋欣一郎　同　合田　俊一
同　山際　周藏　同　吉野　義夫
同　島崎　淸　同　鳥屋尾慶二
同　池尻　賴三　同　園田　嚴
同　丸茂　里寅　同　平井龍之助
同　高梨　鼎　同　工藤　順一
同　佐藤　淸吉　同　松本　英鄕
同　大塚　仁　同　松尾稻三郎
同　江川兵右衛門　同　北崎竹太郎
同　廣川　治市　同　中島　孫市
同　山田良太郎　同　渡邊亥之助
同　八谷　源晉　同　渡邊　晉一
同　秋山　晴一　同　須田　軍平
同　名越　惠
（各通）

二級官ヲ以テ待遇セラル
國民學校長　鹿野　巍一
同　余川久太郎
同　九澤　安三
同　開安二郎
同　大鐘　宗平
同　舟橋　順治
（各通）
陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル

同　樫　義孝
同　西田　淸信
同　杉山　八郎
同　和田　喜文
同　小幡　武雄
同　松井　關雄
同　神保　尙錄
同　川口覺次郎
同　上田　淸治
（各通）
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル

國民學校訓導　仙名　要造
同　中澤　外治
（各通）
陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル

運輸敎官兼運輸技官　久富　茂直
免本官專任運輸技官
（以上五月十一日內閣）

文部敎官　高木　典雄
補熊本師範學校敎授
二十一號俸下賜（五月十日文部省）

厚生事務官　河部　克己
免厚生事務官（五月十三日厚生省）

帝國議會

○貴族院

◉議員辭職　本月十五日貴族院議員正三位勳二等子爵曾我祐邦同正三位勳二等男爵東久世秀雄ノ辭職御允裁アラセラレタリ

地方行政

◉縣會　佐賀縣では、左の事件のため、昭和二十一年五月十五日、臨時縣會を招集する、但し、會期は、一日間である。（佐賀縣）

一縣會副議長選擧の件。
一名譽職參事會員及び同補充員選擧の件。

廣告

◉證票無效

昭和二十一年二月一日交付
第二十號檢査章　一葉
中川稅務署在勤大藏事務官水谷磐博名義のもの

右紛失の旨屆出があつたので無效とする。

昭和二十一年五月　名古屋財務局

◉公示催告

名古屋市北區志賀町五百六十四番地
申立人　玉田　新造
右代理人辯護士　土屋　信和

別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十二月二十四日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十三日
名古屋區裁判所

（別紙）
目錄

一名古屋鐵道株式會社株式十株券二枚
但シ
一株券ノ額面　金五百圓
一拂込ノ金額　金五百圓
一株券ノ番號　丙は第一二八八六號、丙は第一二八八七號
一發行者　名古屋鐵道株式會社
一最終名義人　玉田新造

一名古屋鐵道株式會社株式十株券二枚
但シ
一株券ノ額面　金五百圓
一拂込ノ金額　金二百五十圓
一株券ノ番號　新は第二六三三九號、新は第二六三四〇號
一發行者　名古屋鐵道株式會社
一最終名義人　玉田新造

本店大阪市東區安土町四丁目四十八番地、假移轉先大阪府豐能郡南豐島村穗積八四八番地ノ一
申立人　株式會社加藤忠商店
右代理人　間狩　宥邈

別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十一月二十三日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十八日
名古屋區裁判所

（別紙）
目錄

一株式會社丸榮株式五株一枚
一株券額面　金二百五十圓
一一株ノ拂込金額　金五十圓
一記號番號　丙第二三五號
一株式名義人　株式會社加藤忠商店

大阪市東住吉區臨合町二十八番地
山口龜之助家督相續人
申立人　山口　太郎
右代理人　犬飼　三郎

別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十二月二十三日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十七日
名古屋區裁判所

（別紙）
目錄

一ワシノ製機株式會社株式十株券一枚
但
記號及番號　距第三八九號
額面　金五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也全額拂込濟
發行年月日　昭和十七年五月十五日
發行者　ワシノ製機株式會社取締役社長鷲野卯八
最終株主　山口龜之助

廣島縣深安郡神邊町六百二十七番地
申立人　奧田　友吉
右代理人　間狩　宥邈

別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十一月二十三日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十八日
名古屋區裁判所

（別紙）

目　錄

一大同製鋼株式會社舊株式ろ丙五十株券一枚、ろ乙十株券五枚、新株式か乙十株券五枚

一株券額面　舊新共ニ金五十圓也

一一株ノ拂込金額　舊株式金五十圓也、新株式金十二圓五十錢也

一記號番號　ろ丙第三八四〇號、ろ乙第三一一〇號、第五三三五號、第一三一六八號、第五九六六號、第五九六七號、か乙自第八二八四號至第八二八八號

一株式名義人　奥田友吉

愛知縣幡豆郡西尾町大字鶴城字東八幡山十一番地
申立人　石川　務

別紙目錄記載ノ社債券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十二月三日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該社債券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月三十日
名古屋區裁判所

（別紙）

目　錄

一大同製鋼株式會社第三回ろ號物上擔保附債券一千圓券一枚

但シ

記號番號　丙第一四三番

發行者　大同製鋼株式會社取締役社長下出義雄

發行年月日　昭和十四年十月五日

利率　年四分三厘

利札ハ昭和二十一年四月五日以降添付ノモノ

償還方法　昭和十四年十月五日ヨリ昭和十六年十月五日迄据置キ其ノ後ハ毎半年各利拂期日ニ金十二万五千圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ昭和二十四年十月五日迄ニ殘額全部償還又ハ買入銷却スルモノトス

最後ノ所持人　石川務

三重縣三重郡川越村高松六一〇番地伊藤勘方
申立人　近藤治三郎

別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十一年十二月三日午前十時ノ公示催告期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立ニ依リ其ノ無效ナルコトヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月三十日
名古屋區裁判所

（別紙）

目　錄

一中部配電株式會社株式

額面金一千圓也二枚

內譯

一十株券（株式額面金五百圓）全額拂込濟

一記號及番號　い乙第一一三五三〇號、第一一三五三一號

一發行者　中部配電株式會社社長海東要造

一最終ノ株式名義人　近藤治三郎

廣島市古田町高須二九五小林豐方
申立人　藤本　定登

左記表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十一年十一月五日午前九時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ屆出且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十九日
廣島區裁判所
判事　加來正已

一廣島縣地方木材株式會社十株券三枚

株券番號　い丙第自四〇六號至四〇八號

額面　金五百圓

一株金額　金五十圓

拂込金額　全額

商號　廣島縣地方木材株式會社

發行年月日　昭和十九年十月一日

發行者　廣島縣地方木材株式會社社長田中好一

當初株主　藤本定登

最終株主　同

最終所持人　同

豐中市櫻塚元町一丁目九三番地三崎登方
申立人　田戸金次郎

左記表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十一年十一月五日午前九時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ屆出且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十九日
廣島區裁判所
判事　加來正已

一中國配電株式會社株式十株券五枚

株券番號　自丙第一五一九三至丙第一五一九五號、丙第三三四三八號、丙第六二五八七號

額面　金五百圓

一株金額　金五十圓

拂込金額　全額

商號　中國配電株式會社

發行年月日　昭和十七年八月一日

發行者　中國配電株式會社社長鈴川貫一

最終株主　田戸金次郎

最終所持人　田戸金次郎

廣島縣佐伯郡五日市町字揚太田開造方
申立人　古本鐵之助

左記表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十一年十一月五日午前九時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ屆出且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十九日
廣島區裁判所
判事　加來正已

一東洋工業株式會社株式十株券十枚

株券番號　（イ）ろ第一〇二〇號（ロ）ろ第一二〇五號（ハ）ろ第二五八一號（ニ）ろ第三六五二號（ホ）ろ第九一八二號（ヘ）ろ第九六〇五號（ト）ろ第一一二七號（チ）ろ第一一三九三號（リ）ろ第一一三九五號（ヌ）ろ第一一三九六號

額面　金五百圓

一株金額　金五十圓

拂込金額　全額

商號　東洋工業株式會社

發行年月日　（イ）（ロ）（ハ）（ニ）昭和十二年五月一日（ホ）（ヘ）（ト）（チ）（リ）（ヌ）昭和十四年五月十日

發行者　東洋工業株式會社取締役社長松田重次郎

當初株主　（イ）川端祥介（ロ）吉川清（ハ）松田重次郎（ニ）朝田卯一（ホ）二井谷トモ（ヘ）佐野順吉（ト）杉澤好和（チ）堀内十七一（リ）堀内十七一（ヌ）堀内十七一

最終株主　古本鐵之助

最終所持人　古本鐵之助

一同會社株式五十株券一枚

株券番號　を第一一五號

額面　金二千五百圓

一株金額　金五十圓

拂込金額　全額

發行年月日　昭和十八年四月十日

當初株主　岩村精一

商號發行者最終株主最終所持人共前同

宇部市東區海岸通一丁目
申立人　前田彥太郎

右申立人ヨリ左記表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十三日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

一山口縣地方木材株式會社五株券

記號番號　丁第一七八七號一枚

額面　金二百五十圓

拂込　金二百五十圓

發行者　山口市山口縣地方木材株式會社右取締役社長今西孫一

發行年月日　昭和十九年八月一日

最終ノ名義人　前田彥太郎

宇部市東區海岸通一丁目
申立人　前田健太郎

右申立人ヨリ左記表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十三日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

一山口縣地方木材株式會社十株券

記號番號　丙第二三三五號、第二三三六號二枚

額面　金五百圓

拂込　金五百圓

一同會社五株券

記號番號　丁第二七一八號、第一七七九號二枚

額面　金二百五十圓

拂込　金二百五十圓

以上各株券ノ

發行者　山口市山口縣地方木材株式會社右取締役社長今西孫一

發行年月日　昭和十九年八月一日

最終ノ名義人　前田健太郎

吉敷郡仁保村大字仁保上鄉字一ノ瀨堂迫荒一方
申立人　村田カツヨ

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十六日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

（別紙）

目　錄

一宇部興產株式會社十株券

記號番號　い號內第一五六七一號第一五六七二號二枚、同ろ號內第六八五六號第六八五七號二枚

額面　金五百圓

拂込　金五百圓

發行者　宇部市宇部興產株式會社右取締役社長俵田明

發行年月日　昭和十七年六月八日

一株式會社新川座十株券

記號番號　自第二七一號至第二七五號五枚

額面　金五百圓

拂込　金五百圓

發行者　宇部市株式會社新川座右取締役社長日名讀次郎

發行年月日　昭和十七年二月五日

一最後ノ名義人　村田カツヨ

一宇部ヘキタイト工業株式會社十株券

記號番號　丙自第二八七號至第二九九號十三枚

額面　金五百圓

拂込　金三百圓

一同會社五株券

記號番號　乙自第三七號至第三八號二枚

額面　金二百五十圓

拂込　金百五十圓

一同會社一株券

記號番號　甲自第八一號至第九〇號十枚

額面　金五十圓

拂込　金三十圓

以上各株券ノ

發行者　宇部市宇部ヘキタイト工業株式會社右取締役社長西村繼造

發行年月日　昭和十七年十一月十五日

最後ノ名義人　村田喜一

宇部市東區樋ノ口
申立人　柴田　政一

右申立人ヨリ左記表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十六日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

一宇部興產株式會社十株券

記號番號　い號內自第二七六八六號至第二七六八九號四枚ろ號內自第一二一七〇號至第一二一七三號四枚

額面　金五百圓

拂込　金五百圓

一同會社一株券

記號番號　い號甲自第七四二七號至第七四二九號三枚

額面　金五十圓

拂込　金五十圓

一同會社十株券

記號番號　は號丙自第一七〇二一號至第一七〇二四號四枚

額面　金五百圓

拂込　金三百七十五圓

一同會社五株券

記號番號　は號乙第三四五四號一枚

額面　金二百五十圓

拂込　金百八十七圓五十錢

一同會社一株券

記號番號　は號甲自第五六五五六號至第五六五五八號三枚

額面　金五十圓

拂込　金三十七圓五十錢

以上各株券ノ

發行者　宇部市宇部興產株式會社右取締役社長俵田明

發行年月日　昭和十七年六月八日

最後ノ名義人　柴田政一

宇部市西區上町三丁目
申立人　國廣　文雄
同所
右未成年ニ付親權者　國廣　ハツ

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十六日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

（別紙）

目　錄

一宇部興產株式會社十株券

此ノ記號番號　い號內自第四一四五五號至第四一四六三號九枚

額面　五百圓也

拂込　金五百圓也

一以上株券ノ最後ノ名義人　宇部市西區上町三丁目國廣清助

一株券發行年月日　昭和十九年七月一日

一前揭株券ノ發行者　宇部市宇部興產株式會社取締役社長俵田明

一宇部興產株式會社五株券

此ノ記號番號　い號乙第二一五六號、い號乙第二一五七號第一八六三號、第三二二九號ろ號乙第九〇八號第九〇九號計六枚

額面　二百五十圓也

拂込　金二百五十圓也

一宇部市興產株式會社十株券

此ノ記號番號　い號內自第一七八二〇號至第一七八二三號四枚

額面　五百圓也

拂込　金五百圓也

一以上各株券ノ最後ノ名義人　宇部市西區上町三丁目國廣清助

一株券發行年月日　昭和十七年六月八日

一前揭各株券ノ發行者　宇部市宇部興產株式會社取締役社長俵田明

宇部市大字小串一一一五番地
申立人　新造　義雄

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十六日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

（別紙）

目　錄

一本店及商號　宇部市大字小串千九百七十六番地ノ一宇部興產株式會社

一株券種別記號番號及拂込金額

イ一株券四枚い號甲自第七三六三號至第七三六六號

一枚ノ額面五十圓（全額拂込濟）

ロ十株券三十七枚い號內自第二六八九八號至第二六九三四號

一枚ノ額面五百圓（全額拂込濟）

ハ五株券一枚ろ號乙第二三六二一號一枚ノ額面二百五十圓（全額拂込濟）

ニ十株券二十六枚ろ號丙自第一二八五五號至第一二八八〇號

一枚ノ額面五百圓（全額拂込濟）

ホ一株券四枚は號甲自第五六一三號至第五六一六號

一枚ノ額面五十圓（三十七圓五十錢拂込濟）

ヘ十株券六枚は號內自第一六五一八號至第一六五二三號

一株ノ額面五百圓（三百七十五圓拂込濟）

一株券發行者　宇部興產株式會社取締役社長俵田明

一株券發行年月日　昭和十七年六月八日

一最後ノ名義人　新造義雄

宇部市大字小串一一一五番地
申立人　新造　義雄

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十六日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

（別紙）

目　錄

一本店及商號　宇部市大字中宇部字沖ノ山第二〇七三番地ノ一三元山運輸商事株式會社

一株券ノ種別記號番號及拂込金額　十株券十枚內は號自第一五四九號至第一五五八號

一枚額面　五百圓

拂込　金四百圓

發行者　元山運輸商事株式會社取締役社長松本和三郎

發行年月日　昭和十二年五月十一日

最後ノ名義人　新造義雄

兵庫縣芦屋市船戸町六九番地
申立人　片岡　ヒサ
大阪市東區高麗橋二丁目三三番地
右申立代理人　藤井　信義

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月二十二日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月二十八日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

（別紙）

目　錄

一小野田セメント製造株式會社株式二十株券十枚

記號番號　辛記自第八一二號至第八二一號

額面　金貳百圓

一株ノ拂込　金五十圓

發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三

發行年月日　昭和十三年九月二十五日

最後ノ名義人　片岡ヒサ

一同一株券二枚

額面　金五十圓

拂込　金五十圓

記號番號　辛記い第一二九〇號、辛記い第一二九一號

發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三

發行年月日　昭和十三年九月二十五日

最後ノ名義人　片岡ヒサ

岩手縣氣仙郡赤崎村
申立人　佐野　圭助
小野田市小野田セメント製造株式會社内
右代理人　藤井　卓郎

右申立人ヨリ左記表示ノ證券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右證書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及證書ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年三月三十日
山口區裁判所
判事　謝花寬濟

第5802号　本文

一木野田セメント製造株式會社增資新株式

第一回拂込株金領收證一通

此ノ金額七十五圓也（領收證番號第三七五號）

是ハ一株ニ付金二十五圓也三株券

但シ此ノ內一株ニ付五圓也ハ證據金ヲ以テ之ニ充ツトアルモノ

發行者　小野田セメント製造株式會社右代理株式會社帝國銀行東京支店

發行年月日　昭和十九年九月三十日

領收證名義人　佐野圭助

德山市大字櫛濱辨天町第六班

申立人　小林敬幸

右申立人ヨリ左記表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立アリタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年一月二十九日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年四月一日

山口區裁判所

判事　謝花寬濟

一小野田耐火工業株式會社十株券三枚

記號番號は自第一八〇號至第一八二號

額面　金五十圓

拂込　金五十圓

發行者　小野田市小野田化學工業株式會社取締役社長久野東一

發行年月日　昭和十七年十一月十一日

最後ノ名義人　小林敬幸

解散公告

鐵道軌道統制會ハ昭和二十年十二月二十日運輸大臣ノ命令ニ依リ解散シタルヲ以テ本會ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ日ヨリ二箇月以內ニ債權ノ御申出相成度右期間內ニ御申出無之債權ハ本會清算ヨリ除斥可仕候ニ付此段及公告候也

昭和二十一年五月二十一日

東京都麹町區丸之內三丁目四番地

鐵道軌道統制會

清算人　伊藤久松

會社合併公告

昭和二十一年一月十日開會シタル臨時株主總會ニ於テ旭食品興業株式會社ヲ山力味噌興業株式會社ニ合併ノ決議ヲ爲シタルニ付右合併ニ異議アル債權者ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度此段公告候也

昭和二十一年二月六日

新潟縣佐渡郡羽茂村大字大橋一六一八番地

山力味噌興業株式會社

東京都京橋區木挽町四丁目四ノ二

旭食品興業株式會社

解散公告

當會社ハ昭和二十一年四月八日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散致候當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥セラルヘキニ付此段及公告候也

昭和二十一年五月二十一日

東京都芝區濱松町二丁目一番地八

昭南自動車工業有限會社

清算人　仲菊治

會社解散及債權申出公告

當會社ハ株主總會ノ決議ニ依リ昭和二十一年三月四日解散仕候就テハ當社ニ債權ヲ有スル向ハ本公告掲載ノ日ヨリ向フ二箇月間迄ニ御申出相成度右期日迄ニ御申出無之際ハ清算ヨリ除斥可致ニ付申添候

昭和二十一年四月十九日

東京都芝區芝浦二丁目三番地

ライト自動車工業株式會社

清算人　野村保之輔

有限會社組織變更公告

當會社ハ昭和二十一年四月八日ノ社員總會ノ一致ヲ以テ有限會社ノ組織ヲ變更シ東邦無線電機株式會社ト爲スコトヲ決議致候

就而御異議有之候債權者ハ本公告ノ日ヨリ二箇月以內ニ其ノ旨御申出相成度此段公告候也

昭和二十一年四月二十日

東京都赤坂區青山南町五丁目七十番地

有限會社東邦無線電機製作所

代表取締役　瀧澤金次郎

債權申出公告

當會社ハ昭和二十年八月二十六日ノ臨時株式總會ノ決議ニ因リ解散致候ニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ方ハ本日ヨリ二箇月以內ニ其ノ債權ノ御申出有之度候若シ右期日迄ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除外可致商法ニヨリ此段公告候也

昭和二十一年五月二十一日

東京都品川區大崎本町一丁目七三番地

株式會社昭榮製作所

清算人　林清重

解散公告

財團法人軍人遺族倶樂部ハ評議員會ノ決議ニ依リ昭和二十年十二月三十日解散シタルニ付同會ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度若シ右期間內ニ御申出無之場合ハ清算ヨリ除外可致此段公告候也

昭和二十一年五月二十一日

東京都澁谷區猿樂町十六番地坪井方

財團法人軍人遺族倶樂部清算人事務所

清算人　坪井善明

有限會社解散公告

當有限會社ハ社員總會ノ決議ニヨリ昭和二十年十一月二十日解散致候ニ付當會社ニ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段公告候也

昭和二十年十二月一日

東京都本所區向島三ノ十四

有限會社東京皮革加工所

東京都足立區西新井九〇九

清算人　高崎忍

解散公告

當會社ハ昭和二十年十月三十一日臨時社員總會ノ決議ニ因リ解散致候ニ付當社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其債權ノ御申出相成度若シ右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段公告候也

昭和二十年十一月五日

大阪市生野區腹見町一丁目二四

有限會社大阪利工製作所

清算人　藤本虎雄

同　竹中二郞

資本減少公告

當會社ハ昭和二十一年四月十五日開催ノ社員總會ニ於テ資本總額金百八十五万圓ヲ金八十五万圓ニ減少スルコトヲ決議致候ニ付キ之ニ對シ異議アル債權者ハ昭和二十一年六月三十日迄ニ其旨御申出相成度此段公告候也

昭和二十一年四月十八日

大阪市生野區片江町四丁目十九番地

皇國產業有限會社

解散公告

當會社ハ昭和二十年十二月二十五日總社員ノ同意ニ因リ解散致候ニ付テハ本會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ日ヨリ二箇月以內ニ其ノ旨申出相成度期間內ニ申出ナキトキハ清算ヨリ除斥可致此段公告候也

昭和二十一年四月二十六日

大阪市城東區中本町五百十九番地ノ一

田戶航空工業株式會社

清算人　田戶增一

會社合併公告

昭和二十一年三月十三日朝日電機精工株式會社（甲）ニ於テ同年同月二十八日唐木鍛工株式會社（乙）ニ於テ開催ノ各臨時株主總會ニ於テ甲ハ乙ヲ吸收合併上權利義務一切ヲ繼承シテ存續シ乙ハ解散スルコトニ決議致候ニ付右合併ニ關シ御異議有之候債權者ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度商法ノ規定ニ依リ公告候也

昭和二十一年四月二十三日

大阪市西淀川區野里町三三ノ三番地

朝日電機精工株式會社

大阪市城東區放出町七六九番地

唐木鍛工株式會社

資本減少公告

當會社ハ昭和二十一年二月二十八日臨時株主總會ノ決議ニ依リ資本總額金十万八千圓ノ內金七万二千圓ヲ減少スルコトニ相成リ右資本減少ニ異議アル債權者ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ起算六十五日以內ニ其旨申出相成度商法ノ規定ニ依リ此段公告候也

昭和二十一年五月二十一日

大阪市阿倍野區昭和町東一丁目十八番地

浪速花緒工業株式會社

代表取締役　小西安太郎

解散公告

當會社ハ昭和二十一年三月二十五日開催ノ臨時株主總會ニ於テ解散致候ニ付當會社ニ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度若シ期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段及公告候也

昭和二十一年四月二十日

大阪市住吉區万代東六丁目十四番地

帝國工業株式會社

清算人　山田穎夫

解散公告

當會社ハ昭和二十一年三月二十五日臨時株主總會ノ決議ニ依リ解散致候ニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其ノ債權ヲ御申出相成度若シ右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段及公告候也

昭和二十一年四月五日

横濱市南區白妙町二ノ七

横濱帆布鋼具工業株式會社

清算人　渡邊清

解散公告

當會社ハ昭和二十一年三月十日臨時株主總會ニ於テ解散致候ニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ向フ二箇月以內ニ御申出相成度右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除外可致此段及公告候也

昭和二十一年五月二十一日

小田原市新玉四丁目七〇九番地

旭興業株式會社

清算人　綾部稽

資本減少公告

當會社ハ昭和二十一年三月十六日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金十八万圓ヲ金七万圓ニ減少スルコトヲ決議致候條右減資ニ異議アル債權者ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其旨御申出相成度右期間內ニ異議申出無之トキハ之ヲ承認シタルモノト看做サルヘク此段及公告候也

昭和二十一年五月二十一日

兵庫縣武庫郡本庄村深江字松苗六二九ノ一

東洋鉛筆株式會社

代表取締役　松本宗一

假事務所　兵庫縣川邊郡小濱村米谷字雉ヶ谷一ノ二松本宗一方

會社合併公告

下記共同商事株式會社及共同纖維株式會社ハ昭和二十一年四月二十一日開催ノ各株主總會ニ於テ合併スルコトヲ決議シ前者ハ存續後者ハ解散其權利義務一切ハ前者ニ於テ繼承スルコト、相成候ニ就キ右ニ對シ異議アル債權者ハ本公告ノ日ヨリ二箇月以內ニ御申出相成度此段公告候也

昭和二十一年五月二十一日

東京都瀧野川區田端新町二丁目十一番地

共同商事株式會社

埼玉縣大宮市櫻木町二丁目五百三十五番地

共同纖維株式會社

合併公告

左記兩會社ハ昭和二十一年三月十八日ノ株主總會ニ於テ合併ヲ決議シ東和釀造株式會社ハ南都醬油株式會社ヲ合併シテ存續ス右合併ニ對シ異議アル債權者ハ本公告ノ日ヨリ二箇月內ニ御申出相成度此段公告候也

追而合併ハ既ニ資金調整法ニ基ク認可ヲ得タルモノニ付キ爲念申添候

昭和二十一年五月二十一日

東京都京橋區銀座二丁目四番地

東和釀造株式會社

奈良市三條町五百九十五番地ノ一

南都醬油株式會社

訂正公告

昭和二十一年三月三十日附官報所載合併公告中太洋電機工業株式會社住所「大阪府中河內郡中川町西岩田一一二」トアルハ「大阪市天王寺區南玉造町八番地」ノ誤ニ付訂正ス

昭和二十一年五月二十一日

大阪市天王寺區南玉造町八番地

太洋電機工業株式會社

愛知縣一宮市伏木町七番地

尾州航機株式會社

資本減少公告

當會社ハ昭和二十一年四月二十日臨時總會ニ於テ資本金三万八千八百圓ヲ金一万圓ニ減少スルコトニ決議致候ニ付右資本減少ニ對シ異議アル債權者ハ本公告掲載ノ日ヨリ二箇月內ニ其旨申出相成度此段公告候也

昭和二十一年四月二日

岐阜市吉野町一丁目二五五〇ノ五

天滿製菓有限會社

解散公告

當會社昭和二十一年三月十五日株主總會ノ決議ニ因リ解散シタルニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其ノ旨御申出相成度若シ右期間內ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段及公告候

昭和二十一年三月二十二日

和歌山縣日高郡鹽屋村大字北鹽屋一〇八六番地

羽山製蠟株式會社

清算人　山田眞一

債權申出公告

當會社ハ昭和二十一年三月二十日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散致候ニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其ノ債權ノ御申出有之度候若シ右期日迄ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致商法ノ規定ニ因リ此段公告候也

昭和二十一年三月二十八日

兒島郡琴浦町大字引網八百二十六番地

王子航空工業株式會社

代表清算人　奧野民男

債權申出公告

當會社ハ昭和二十一年三月三十一日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散致候ニ付當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其ノ債權ノ御申出有之度候若シ右期日迄ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致商法ノ規定ニ因リ此段公告候也

昭和二十一年四月十七日

岡山市大供五十五番地

岡山縣布帛製造株式會社

代表清算人　板野源吉

解散公告

當會社ハ昭和二十一年二月二十八日株主總會ノ決議ニヨリ解散セリ依テ當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ者ハ本公告掲載ノ日ヨリ二箇月以內ニ債權申出相成度萬一右期日迄ニ申出無キトキハ清算ヨリ除斥可致ニ付商法ノ規定ニ基キ此段公告候也

昭和二十一年四月二十日

岡山市岩田町六十五番地

岡山被服加工株式會社

右清算人　戶田鹿治

資本減少ニ付異議申述公告

當會社ハ昭和二十一年一月二十日資本金十一万圓ノ內金四万圓ヲ減少スルコトヲ決議致候ニ付當會社ノ債權者ニシテ右資本減少ニ對シ御異議有之候方ハ本公告ニ掲載ノ翌日ヨリ二箇月以內ニ其ノ旨當會社ニ申述相成度此段公告候也

昭和二十一年四月八日

岡山市丸龜町八十二番地

有限會社三矢木工所

解散公告

當會社ハ昭和二十一年三月三十一日株主總會ノ決議ニ因リ解散致候ニ付當會社ニ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告掲載ノ日ヨリ向フ二箇月以內ニ其ノ旨御申出相成度若シ右期間中ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段商法ノ規定ニ因リ公告候也

昭和二十一年四月十七日

岡山縣兒島郡兒島町大字小川一三八八番地

吉備布帛製品株式會社

清算人　西原信太郎

同　尾崎節三

有限會社組織變更ニ付異議申述公告

當會社ハ昭和二十一年四月三十日開催ノ社員總會ニ於テ總社員ノ一致ニ依ル決議ヲ以テ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ株式會社ト爲スコトニ決定致候ニ付テハ債權者ニシテ右組織變更ニ御異議有之候方ハ本公告掲載ノ日ヨリ二箇月以內ニ其ノ旨當會社ニ御申述相成度此段公告候也

昭和二十一年五月三日

岡山市內田百八十四番地

有限會社小林鐵工所